

東工大地惑同窓会会則（案）

第1章 総則

（名称）

第1条 本会は、東工大地惑同窓会と称する。

（会員）

第2条 本会の会員は下記の学科・専攻または系・コースに在職した教職員（教員、研究員、事務職員）、在学した学生、卒業生、修了生、および、それら教員の研究室に所属した構成員とする。

- ・東京工業大学理学部地球惑星科学科
- ・東京工業大学大学院理工学研究科地球惑星科学専攻
- ・東京工業大学理学院地球惑星科学系および地球惑星科学コース

（目的）

第3条 本会は、会員相互の親睦を厚くし、会員の発展に資することを目的とする。

第2章 組織

（役員および幹事等）

第4条 本会に、役員として会長1名、副会長若干名、幹事（学年幹事、研究室幹事等、各数名）を置く。

2. 役員は総会において選任する。
3. 役員の任期は2年を原則とし、重任・再任を妨げない。

（事務所）

第5条 本会は、事務所を東京工業大学理学院地球惑星科学系に置く。

第3章 会議

（総会）

第6条 総会は、原則として、2年に1回開催する。

第7条 総会は、次の事項を審議、承認する。

- （1）役員の選任
- （2）会則の改訂
- （3）その他、総会に付議する事が適当と認められる事項

2. 総会の議決は出席した会員の過半数でこれを行う。

（年会）

第8条 年会は、原則として、1年に1回開催する。

第4章 財務

（会費）

第9条 本会の財務は、総会・年会時徴収会費、その他の収入により、これを賄う。

附則

この会則は、平成28年5月21日より実施する。